

違反是正事例（事例3－13）

テーマ < 所有者との接触が困難であった違反対象物に対する違反処理 令和5年 >
(公表・命令・16 項イ)

- 所有者が消防機関との接触を拒んでいることで違反是正指導に苦勞した違反対象物に対し命令を行い違反是正した事例

防火対象物の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 用途 | 複合用途防火対象物 (16) 項イ |
| (2) 構造・規模等 | 耐火造 地上4階 屋内階段一系統
建築面積 105 m ² 延べ面積 422 m ² |
| (3) 消防用設備等 | 消火器、誘導灯 |
| (4) 関係者 | 所有者A |

4階	共同住宅	
3階	共同住宅	
2階	物品販売店舗	
1階	飲食店	

1 違反処理の概要

(1) 立入検査から公表まで

ア 平成29年12月13日及び12月19日に、当該消防本部の予防係員が長期間にわたり立入検査が未実施となっている当該対象物の立入検査を実施したところ、2階に物品販売店舗が入居したことで「自動火災報知設備未設置違反」が発生している事実を確認した。

立入検査結果通知書を交付するために、当該対象物の占有者から情報を入手したビルの管理会社B（以下「管理会社B」という。）に連絡して所有者情報の提供や所有者との仲介を依頼したが、管理会社Bからは「テナント募集以外の業務を請け負っていない。」との回答で、所有者情報の提供や立入検査結果通知書交付の仲介はしてもらえなかった。

イ その後、登記簿謄本等により所有者A（以下「A」という。）を特定するとともに、当該消防本部内の他の建物情報からAの携帯電話等の連絡先を把握して何度も連絡をしたが繋がらず、消防署の電話番号からの発信で繋がらなかったため携帯電話から連絡したところやっと繋がったが、結局連絡が取れたのは立入検査から3か月後であった。

その後もAに対して違反内容を直接説明しようと電話で何回も申し入れたが面会を拒否されたことから、立入検査結果通知書は配達証明郵便で送付した。

また、当該消防本部では、平成30年4月1日から違反対象物公表制度（以下「公表制

度」という。)の開始が決定していたことから、違反是正に関する改善計画書を早期に提出するよう電話したが電話には出ず、やむを得ずに留守番電話への録音を計4回残した。

ウ その後、Aから違反事項に対する改善計画書が郵送で提出されたが、改善計画書が平成31年4月末と記載されていたことから、当該消防本部として公表制度に基づく公表に向けて動くこととした。

なお、公表制度が開始され、再度改善意思の確認、質問聴取や実況見分等の違反調査なども含めた立入検査を実施しようとAの携帯電話等に何度も連絡したが、留守番メッセージが流れるのみでAと直接連絡を取ることは出来なかった。

エ Aと連絡が取れなかったことから、当該対象物の1階及び2階の占有者の立ち合いで立入検査を実施し、実況見分、質問調書録取等を実施した。

1階の飲食店は、管理会社Bを通じて契約し過去にAとやり取りがあったと供述。

2階の物品販売店舗は、Aが所有する前の所有者からの賃貸契約で、Aとは管理会社Bから所有者変更の連絡があったのみで、直接のやり取りはないと供述した。

立入検査後にもAに電話をしたが留守番メッセージが流れるのみ、その後も5回連絡したが留守番メッセージのみで、結局、対面による指導は実現しなかった。

オ 電話による連絡で応答がなかったことから、過去にAから指定された住所に、配達証明郵便で立入検査結果通知書及び公表のお知らせを送付したところ到達した。

なお、その後、公表通知書を送達したが、受け取り人不在で保存期間が経過したため返送された。容易に話し合いに応じてもらえない印象であったことから、A宅へ直接訪問して是正指導を行うこととした。

(2) 違反公表から警告書までの経緯

ア 公表通知書を手交するためにA宅へ出向したが、呼び鈴にも応答がなかった。

A宅の郵便受けに「受領印が必要な場合は、左のC事務所まで」と記載されていたことからC事務所の者に公表通知書をAへ手渡すように依頼したが、後日渡せなかったと返却された。

なお、C事務所はAとの仲介を拒否したビル管理会社Bであった。

イ Aが強い意志で面会を拒否していることが伺え、直接手交できない可能性が非常に高いことから、違反是正支援アドバイザーや市政弁護士などにも相談した結果、「職員が郵便受けに投函した場合も、細かく記録をとることで到達と判断できる。(差し置き送達)」と回答があったことから、早速A宅に出向したが、その際も呼び鈴に応答がなかったため、郵便受けに当該対象物に対する公表通知書を投函し、写真撮影を行った。

送達後、Aに対し携帯電話で書類を投函した旨の留守番メッセージ記録を残した。

ウ Aの所有する他のビル(以下「Dビル」という。)についても立入検査の結果、自動火災報知設備の未設置違反が確認されたことから、後日公表通知書を手交しようと再度A宅へ出向したが、呼び鈴への応答が無いため、Dビルの公表通知書も郵便受けに投函し、記録写真を撮影した。

投函直後にAに電話をするとAが電話に出たため、自動火災報知設備未設置違反の是正について尋ねると、「自動火災報知設備未設置違反は認識しているが、ビルを取得してから半年も経過していないためびっくりしている。」との返答があった。

複数のビルの違反に対する是正について一度会って話し合いに応じるように促して電話を切り、その後、当該対象物とDビルを違反対象物として公表した。

(3) 警告書から命令までの経緯

ア 当該対象物及びDビルについて、Aからの電話連絡や改善計画書が提出されないため、違反調査報告書を作成し、当該対象物に対する警告書交付の準備をした。

平成30年7月18日、自動火災報知設備未設置違反の是正について警告書を手交するためにA宅へ出向したが呼び鈴に応答がないため、A宅の郵便受けに警告書を投函して記録写真を撮影。Aに電話をして留守番電話に書類を投函した旨の記録を残した。

イ その後も約2週間で計17回にわたりAに電話をしたところ2回のみ電話が通じ、電話ではあるが改善計画の確認と早期是正の指導ができた。

そのような経過の中、1度だけ面会に成功した。Aからは「急いでいるので歩きながら」と言われ、歩きながらであったが、言葉を交わし、直接自動火災報知設備未設置違反に対する是正を指導することができた。

ウ 直接言葉を交わした数日後、「Aから自動火災報知設備の設置工事について依頼があった。」と消防設備業者が来署した。しかし、確認を要する事項がいくつかあったことから再度Aの携帯電話に連絡したが応答はなく、その後も違反是正に向けて話し合いの機会を持つために2週間で計15回連絡をしたが、いずれも応答はなかった。

エ その後も命令に移行する旨の連絡を継続的に実施したが、一向に応答がなかったことからA宅へ出向し、当該対象物の違反について消防法に基づく設置命令を予定していること、また、Dビルについては、避難階以外の階は使用されておらず、当該消防本部として消防用設備等の設置に係る特例基準の要件を満たしている可能性があることから、要件を満たす場合は特例を認めることができること、特例を申請する意思が有るか等について消防署まで連絡するように記した書面を投函して記録撮影を行った。しかし、投函後も応答はなかった。

オ 平成30年11月27日、当該対象物に対して命令書を手交するため立会者として県警から出向している危機管理課職員と共にA宅へ出向したが、以前と同様に呼び鈴に応答がないため、Aの自宅の郵便受けに命令書を投函し、記録の撮影を行った。

なお、警察職員の立会いについては、告発を視野に入れていたことから事前に県の危機管理課に出向している県警職員に相談したところ、命令交付時に立会い協力を得たものである。

カ 投函直後にAに電話をすると、Aが電話に出たことから命令書を郵便受けに投函したことを伝え、併せて標識を設置する旨の説明をした後、1階出入口に標識を設置した。

2 違反処理の完結

(1) その後もAからは連絡がなかったことから、履行期限経過後の告発関係の準備をしていたところ、平成31年1月30日、当該防火対象物の自動火災報知設備の着工届が提出され、その後、設置届が提出された。

(2) 平成31年2月22日（命令の履行期限到来の2週間前）に自動火災報知設備の完成検査を実施した結果、検査結果が良好であったことから公表及び命令を解除した。

違反覚知から約1年2か月で自動火災報知設備の未設置違反は是正された。

- (3) Dビルについても、Aから書面が提出されて消防用設備等の特例基準の要件を満たすことを確認。特例を適用することで違反是正として公表を削除した。
- (4) Aとの対面での指導は1回、電話連絡は56回（うち通話6回）であったが、粘り強い行政指導と違反処理への移行により違反は是正された。

なお、初期段階から「告発」に至る可能性を考慮し、Aへの連絡日時を細かく記録した。

(事例 3 - 13) グループ検討

テーマ く 所有者との接触が困難だった違反対象物に対する違反処理 く

1 立入検査及び違反処理体制について

当該事案は、長期間立入検査が未実施であった対象物に対して立入検査を実施したことで自動火災報知設備の未設置違反を覚知した事案です。

各消防本部では、各本部内の防火対象物に対する立入検査計画をどのように樹立していますか。

また、未把握対象物に対する調査方法やテナント入居に伴う消防機関への届出の促進など、どのように取り組んでいますか。意見交換してください。

2 違反調査等について

当該事案については、名宛人との接触に非常に苦劳しましたが、毅然とした態度で違反処理を進めることで違反是正に至っています。

違反調査時も所有者及び管理会社は非協力的でしたが、占有者に説明して実施しております。公表、警告、命令等、それぞれの段階における実況見分内容、質問調書の相手、聴取内容等について検討してください。

また、各消防本部における違反是正の推進体制や進行管理などについて意見交換してください。

3 名宛人との接触が困難な関係者への対応

当該事案では、名宛人が消防との面会を拒否するなど、直接対面での指導が困難でした。

各消防本部で同様な事案はありますか。

また、このような場合の違反是正指導方策、違反調査、供述聴取方法、公表、警告、命令書等の交付方法等について検討してください。

4 警察機関との連携について

当該事案では、県に出向している県警の警察職員の方に事前に相談し、命令交付時に立ち会ってもらっています。

命令交付前から警察機関と協力関係を築いておくことによりその後の告発などへの対応がスムーズに行われると思料されますが、各消防本部の警察機関との連携等について意見交換してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討